

弟子屈町学校ホームページ運用規定（ガイドライン）

平成24年4月1日 弟子屈町教育研究所

弟子屈町内の小・中学校でホームページ（Web上で配信される文字、文章、写真、等の電子データを含む）を作成しインターネット上に公開するにあたり、個人情報や著作権の保護の観点から必要な項目について定める。

1. 学校ホームページ公開の目的

- (1) 学校の特色や教育活動について保護者・地域社会に紹介し、学校教育活動への理解と協力を得るとともに、開かれた学校づくりの一環とする。
- (2) 児童生徒の学習成果や活動を公開し、児童生徒の学習活動をさらに深めることにつなげる。
- (3) 児童生徒に個人情報や著作権を守ることの大切さを学ばせるとともに、情報管理能力の基礎を育成する。

2. 学校ホームページの管理・運営

- (1) 各校のホームページの管理者（以下、「管理者」という）は学校長とする。
- (2) 管理者は、公式ホームページの運用担当者（以下、「運用担当者」という）を選任し、ホームページの適正な運営にあたらせる。
- (3) 運用担当者は、本運用規定をもとにホームページの作成・更新及び削除を行う。
- (4) ホームページの公開にあたっては、その内容について管理者が公開の可否の判断を下す。また、全職員にも周知するものとする。
- (5) ホームページについての情報は、随時児童・保護者に周知する。

3. 学校ホームページの作成にあたって

- (1) 児童生徒及び教職員の個人情報（住所・電話番号、成績・家族に関する情報等）は掲載しない。
- (2) 児童生徒及び教職員の名前について、原則として掲載しない。
- (3) 写真については教育活動の様子を伝えるものとし、行事等の写真については集合写真とするなどして、個人が特定されるおそれのある写真は掲載しない。
- (4) 絵や作文等、学習の成果としての児童生徒の作品の公開にあたっては、本人と保護者の了承を得るものとする。但し掲載後も要求があれば速やかに削除する。
- (5) 著作権などの問題については十分配慮する。
- (6) 学校ホームページに対する他からのリンクは、教育目的のものについては原則自由とする。
- (7) 学校ホームページから他に対するリンクは、教育的目的効果に十分配慮し、設定するものとする。

4. 運用規定の明示

本運用規定は、ホームページ上に明示するものとする。

5. その他

- (1) 公開されたホームページに何らかの問題が発生した場合は、管理者の監督のもと運用担当者が速やかに適切な対応をとる。
- (2) 本運用規定の見直しや修正については、教育研究所に設置する特別委員会において行うものとする。